

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改正案	現行
<p>（不招請勧誘等が禁止される契約） 第十六条の四（略）</p> <p>2 法第三十八条第五号及び第六号に規定する政令で定めるものは、前項各号に掲げる契約又は次に掲げる契約とする。</p> <p>一 顧客のために市場デリバティブ取引のうち次に掲げる取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うこと又はこれらの取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行うことを内容とする契約</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>ニ 法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引</p> <p>二（略）</p>	<p>（不招請勧誘等が禁止される契約） 第十六条の四（略）</p> <p>2 法第三十八条第五号及び第六号に規定する政令で定めるものは、前項各号に掲げる契約又は次に掲げる契約とする。</p> <p>一 顧客のために市場デリバティブ取引のうち次に掲げる取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うこと又はこれらの取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行うことを内容とする契約</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二（略）</p>